

# 財団法人高麗美術館寄附行為

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人高麗美術館という。

(主たる事務所及び展示施設)

第2条 この法人は、主たる事務所及び展示施設を京都府京都市北区紫竹上岸町15番地に置く。

(従たる事務所及び展示施設)

第3条 この法人は、理事会の議決を経て、従たる事務所及び展示施設を京都府内に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第4条 この法人は、朝鮮・韓国の美術工芸品を始めとする文化財及びその関連の資料を蒐集・研究し、その成果を京都府内において公開・展示すると共に、普及及び啓発の事業を行い、もって京都府における文化と学術の研究発展を図り、文化財の保護に寄与することを目的とする。

(事 業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 朝鮮・韓国の美術工芸品を始めとする文化財及び関連資料等の蒐集及び研究
- (2) 朝鮮・韓国の美術工芸品を始めとする文化財及び関連資料等の公開及び展示
- (3) 研究会、講演会等の開催
- (4) 出版並びに絵はがき等の制作及び頒布
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

### 第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第6条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金品
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第7条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に組み入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第8条 この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、理事長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第9条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に組み入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の議決を経、かつ、京都府教育委員会の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第10条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第11条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会の議決を経て、毎会計年度開始前に京都府教育委員会に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第12条 この法人の事業報告及び収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び財産増減事由書とともに、監事の意見を付け、理事会の承認を受けて、毎会計年度終了後2箇月以内に京都府教育委員会に報

告しなければならない。

2 この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その全部もしくは一部を基本財産に組み入れ、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第13条 この法人が借入金をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経、かつ、京都府教育委員会の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第14条 第9条ただし書及び前条に定める場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(会計年度)

第15条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### 第4章 役員、評議員及び職員

(役員)

第16条 この法人には次の役員をおく。

(1) 理事 7名以上11名以内

(うち理事長1名及び常務理事2名とする)

(2) 監事 2名

(役員を選任)

第17条 役員は、評議員会で選任し、理事長及び常務理事は、理事の互選で定める。

2 理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係のある者の合計数が、理事現在数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

3 理事及び監事は相互にこれを兼ねることができない。

4 監事には、この法人の理事の親族その他特殊の関係のある者又は職員が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(役員職務)

第18条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

- 2 理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ理事長が指名した順序により常務理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。
- 3 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の業務に従事する。
- 4 理事は、理事会を組織してこの法人の業務を議決し、執行する。
- 5 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。
  - (1) 法人の財産の状況を監査すること。
  - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は京都府教育委員会に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。

(役員任期)

第19条 役員任期は、3年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

(役員解任)

第20条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会において理事現在数及び評議員現在数のおおの3分の2以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(役員報酬)

第21条 役員には、その地位のみに基づいては報酬を支給しない。

- 2 常勤役員報酬額は、評議員会の議決により、理事長が定める。

(評議員選出)

第22条 この法人には、評議員15名以上25名以内を置く。評議員現在数は、理事現在数の2倍を超えるものとする。

- 2 評議員は、理事会で選出し、理事長が任命する。

3 評議員のうちには、役員いずれか一人と親族その他特殊の関係のある者の数又は評議員いずれか一人及びその親族その他特殊の関係のある者の合計数が評議員現在数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 評議員には、第19条、第21条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第23条 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

(職員)

第24条 この法人の業務を処理するために必要な職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

3 職員は、有給とする。

## 第5章 会 議

(理事会の招集等)

第25条 理事会は、毎年2回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めるときには、随時招集することができる。

2 理事長は、理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、その請求があった日から30日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の定足数等)

第26条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、その議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会における特別決議事項)

第27条 次に掲げる事項については、前条第2項の規定にかかわらず理事会の決議は理事現在数の3分の2以上で行うものとする。

(1) 事業計画及び収支予算についての事項

- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) 基本財産その他重要な資産処分についての事項
- (4) 長期借入金についての事項
- (5) 第1号、第3号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項
- (6) 公益を目的とする事業以外の事業

第28条 次に掲げる事項については、理事会において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) 基本財産についての事項
- (4) 長期借入金についての事項
- (5) 第1号、第3号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項
- (6) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

2 前3条の規定は、評議員会についてこれを準用する。この場合において、前3条中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

(議事録)

第29条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び出席者の代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

## 第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第30条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において理事現在数及び評議員現在数のおおの3分の2以上の議決を経、かつ、京都府教育委員会の認可を受けなければ変更できない。

(解 散)

第31条 この法人は、理事会及び評議員会において理事現在数及び評議員現在数のおおの4分の3以上の議決を経、かつ、京都府教育委員会の許可を受けたとき解散する。

(残余財産の処分)

第 32 条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会及び評議員会において理事  
現在数及び評議員現在数のおおの 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、京都府教  
育委員会の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に  
寄附するものとする。

## 第 7 章 補 則

(書類及び帳簿の備付け等)

第 33 条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。た  
だし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この  
限りではない。

- (1) 主務官庁の許可書、認可書及び承認書並びにこれらに係る申請書類
- (2) 寄附行為
- (3) 役員、評議員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (4) 法人登記及び財産権登記関係書類
- (5) 財産目録
- (6) 資産台帳及び負債台帳
- (7) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (8) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (9) 処務日誌
- (10) 官公署往復書類
- (11) その他必要な書類及び帳簿

2 前項の書類及び帳簿は、永久保存としなければならない。ただし、同項第  
7 号の帳簿及び書類は 10 年、第 9 号及び第 10 号の書類は、1 年の保存とす  
る。

(細 則)

第 34 条 この寄附行為施行についての細則は、理事会の議決を経て理事長が別  
に定めるものとする。

## 付 則

- (1) この寄附行為は、設立許可の日から施行する。
- (2) この法人の設立当初の会計年度は、第 15 条の規定にかかわらず、設立  
許可のあった日から 1989 年 3 月 31 日までとする。

- (3) この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第 11 条の規定にかかわらず、設立者の定めるところとする。
- (4) この法人の設立当初の役員は、第 16 条の規定にかかわらず次のとおりとし、その任期は第 19 条第 1 項の規定にかかわらず 1991 年 3 月 31 日までとする。

理 事	(理 事 長)	鄭 詔 文
理 事	(常務理事)	林屋辰三郎
理 事	(常務理事)	鄭 喜 斗
理 事		有光 教一
理 事		上田 正昭
理 事		岡部伊都子
理 事		福田 定一 (司馬遼太郎)
理 事		末本 徹夫
理 事		高山 寛
理 事		直木孝次郎
理 事		森 浩一
監 事		熊谷 尚之
監 事		虎谷 正人

- (5) 従来の任意団体である財団法人高麗美術館設立準備会の権利義務の一切は、この法人が承継する。